

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和元年10月18日付けで不在を理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年10月4日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「交通事故事件受理簿にかかっている計上日の定義が分る文書及び情報提供」の開示を求める公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、該当する公文書は作成・取得しておらず、存在していないとして、令和元年10月18日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和元年11月7日付けで、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和2年6月3日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和2年7月15日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求の趣旨  
本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 文書特定までの間の違法性

文書の探索を行ったことについては、証明しておらず、違法である。

イ 理由の提示

情報提供は行われていない事実がある。この事実は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第8条所定の理由付記の制度に違反している。

交通事故事件受理簿は公文書である。計上日は、その交通事故事件受理簿で使用されている文言である。実施機関の主張は、「当該公文書は作成・取得しておらず、存在しないため。」としている。実施機関の主張が真であるとする、実施機関は、計上日の定義を知らずに使用していることになる。実施機関が、用語の意味も知らずに、公文書を作成していることが事実ならば、公文書の信頼性に疑いがあり、不当である。また、「計上日の定義」を認識した上で、作成しているならば、情報提供が行われていない事実は、法第8条に違反しており、違法である。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 開示請求に係る公文書の検索について

公文書を主管する所属において開示請求に係る公文書を検索したところ、対象となる公文書を保有していないことが確認されたため、不開示となる理由を明記し、本件処分を行ったものである。

(2) 理由の提示について

法第3条第3項は、「(略) 地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）及び行政指導、地方公共団体の機関に対する届出(略)並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、次章から第六章までの規定は、適用しない。」と規定している。このことから、条例を根拠として行った本件処分については、法第2章第8条の適用が除外されてい

る。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件処分について

本件処分は、本件開示請求に対して実施機関が公文書を作成・取得していないことを理由として行った公文書不開示決定である。

審査請求人は、実施機関は公文書の探索を行ったことについて証明していないこと、また、情報提供が行われていない事実は法第8条に違反していることを理由として、本件処分の取消しを求めている。

これに対し実施機関は、公文書の検索は適切に行っており、その結果、文書を保有していないことが確認され、理由を明記して本件処分を行った旨主張する。

このため、当審査会では、実施機関の当該理由に基づく本件処分の妥当性について検討する。

### (2) 本件処分の妥当性について

#### ア 交通事故情報のシステムへの登録について

実施機関によると、県内で発生した交通事故については、その情報を専用のシステムに登録して集積し、交通安全対策等に活用しているが、その1つとして交通事故統計を作成しており、計上日とは、この統計に計上する日のことである。交通事故統計への計上については、交通事故情報をシステムに入力・登録することにより行い、同システムに新規交通事故情報として登録した日が計上日となるが、同システムで交通事故情報の新規登録画面を開くと計上日の項目には作業当日の日付が自動的に表示される仕組みとなっており、担当者が新規交通事故情報を登録する際は、計上日の項目は入力せず、その他の項目で必要なものを入力しているとのことである。

#### イ 公文書の存否について

実施機関は開示請求に係る公文書の検索を適切に行ったと主張するため、実施機関にその方法を確認したところ、交通事故処理に係る例規、通達、要綱、通知

その他関連文書について記載内容の確認を行ったとのことであった。確かに、計上日は交通事故統計において用いられる用語であるため、定義に係る文書が存在するとすれば、前記文書のいずれかであると考えられる。

その結果、該当する文書は保有していないことを確認したとのことであるが、前記アのとおり、システムで交通事故情報の新規登録画面を開くと計上日の項目には作業当日の日付が自動的に表示されることから、この項目を職員が操作する必要はなく、そのため実施機関が計上日の定義がわかる文書を作成・取得していなかったとしても特段不自然な取扱いとは認められない。

よって、開示請求に係る公文書を作成・取得しておらず、保有していないとする実施機関の主張を覆すに足りる事情は認められない。

#### ウ 理由の提示について

審査請求人は、本件処分は法第8条に違反しており、違法であると主張する。この点について、実施機関は、法第3条第3項を指摘して、本件処分が法の適用対象外であると言及するに止めているが、同じ趣旨の規定が埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号）第8条に存することから、当審査会では、同条の規定に照らして審査請求人の主張を検討することとする。

同条第1項は「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」と規定する。これは、許認可等をするかどうかについての判断の慎重・合理性を担保し、また、申請者が事後救済手続を利用する際の便宜を図るため、行政庁が拒否処分をする場合には、原則としてその理由を提示することを定めたものである。

この趣旨に鑑みると、理由の提示については、単に条例上の根拠を示すだけでは足りず、申請者が拒否処分の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると解される。このため、開示請求に対し公文書の不存在を理由として不開示決定をする場合には、その不開示理由は単に不存在である旨の記載だけではなく、開示請求に係る公文書が作成されていないのか、作成されたがその後廃棄された

のかなど、不存在の態様がどのようなものであるかを開示請求者が了知し得るものでなければならない。

本件処分においては、不開示理由を「当該公文書は作成・取得しておらず、存在しないため。」と記載しており、不存在の態様を記載しているため、埼玉県行政手続条例第8条第1項に照らして違法であるとはいえない。

(3) その他

審査請求人はその他公文書の信頼性への疑問などを種々主張するが、当審査会は実施機関が行った公文書の開示等の決定の妥当性について調査審議する機関であり、それらについて判断する立場にない。したがって、いずれの主張も当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

宮原 均、甲原 裕子、鈴木 陽子

審議の経過

年 月 日	内 容
令和2年 6月 3日	諮問（諮問第323号）を受け、弁明書の写しを受理
令和2年 7月 15日	諮問庁から意見聴取及び審議（第三部会第152回審査会）
令和2年 8月 18日	審議（第三部会第153回審査会）
令和2年 9月 17日	審議（第三部会第154回審査会）
令和2年 10月 21日	審議（第三部会第155回審査会）
令和2年 11月 18日	審議（第三部会第156回審査会）
令和2年 12月 18日	審議（第三部会第157回審査会）
令和3年 1月 13日	答申